

羽村市自然休暇村（清里・少年自然の家）の指定管理者募集

自然休暇村は、平成17年10月から指定管理者制度を導入し、指定された民間企業がその経営手法を活用し、運営業務・施設管理を代行することで市民の皆さんの利便性やサービス、集客力の向上に努めてきました。

現在の指定管理者の指定期間が平成29年3月末をもって満了を迎えることから、平成29年4月1日から業務を行う次期指定管理者を次のとおり募集します。

施設の名称 羽村市自然休暇村清里・羽村市自然休暇村八ヶ岳少年自然の家
所在地 山梨県北杜市高根町清里3545番地の3
年間 877

指定期間 平成29年4月1日～平成33年3月31日（4

募集方法 企画提案型公募（プロポーザル方式）とします。

選定方法 羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会が審査を行い、市および教育委員会が指定管理者の候補を選定した上で、議会の議決を経て決定します。

応募要領などの配布

窓口での配布

配布期間 9月1日(木)～26日(月)（土・日曜日、祝日を除く）午前8時30分～午後5時

配布場所 市役所3階契約管財課契約係

市公式サイトでのダウロード

9月1日(木)から、市公式サイトですべての書類を

ダウンロードすることができます。

応募方法

9月27日(火)～10月4日(火)（土・日曜日を除く）の午前8時30分から午後5時までに、指定された関係書類を市役所3階契約管財課契約係へ

今後のスケジュール（予定）

- 9月：指定管理者の募集
- 10月：羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
- 11月：応募者へ審査結果通知

- 12月：議会による指定管理者指定の議決
- 平成29年1月：協定の締結
- 平成29年4月：指定管理業務の開始

現地説明会

日 時 9月12日(月)午前10時～
会 場 羽村市自然休暇村

※応募を希望する場合は、必ず出席してください。

※一法人などにつき3人以内とし、連絡先・参加人数を、9月9日(金)午後3時までに、電話で地域振興課地域振興係へ（土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時）

問合せ 自然休暇村清里・応募要領・仕様書に関すること：地域振興課地域振興係内202／自然休暇村八ヶ

少年自然の家に関すること：生涯学習総務課生涯学習推進係内362／指定管理者候補者選定審査会・協定書などに関すること：契約管財課契約係内392

ご存じですか？焼却行為の決まり」と！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」と「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」により、次のことが定められています。

禁 止

- 法規によらない廃棄物の焼却
- 規定を満たさない小規模焼却炉を用いた廃棄物などの焼却
- 廃棄物焼却炉を使用しない廃棄物などの焼却
- 一般的な家庭向けの小型焼却炉は使用できません。

例 外

次の焼却行為は例外として認められています。

- 伝統行事・風俗習慣や宗教上の行事のための焼却行為（どんど焼きなど）
- 農業・林業を営むためのやむを得ない焼却行為（害虫駆除・霜害対策など）
- 日常生活を営む上で行われる軽微な焼却行為（庭先でのたき火、キャンプファイヤー、バーベキューなど）
- 学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為



※廃タイヤや廃塩化ビニールなどの廃棄物焼却行為は、いかなるときも禁止です。

※周辺生活環境へ支障がないよう、十分に配慮し、事前に近所の方への周知などをを行い、トラブル・苦情などが生じないようにしてください。

※煙が出る時は、事前に消防署に相談し、揚煙届出などの手続きを行つてください。

問合せ 環境保全課環境保全係内226

ご存じですか？

ヘルプカード・ヘルプマーク

ヘルプカード

ヘルプカードは、障害などがあるために援助を必要とする方が携帯するものです。困っていることを伝えることが苦手な方などが、必要な支援や配慮の内容を記入し携帯・提示できるよう、市が作成しました。

ヘルプカードには、手助けしてほしい内容が書けるようになっています。ヘルプカードを身に着けている方が困っていた場合は、カードに書いてある内容に沿った支援をお願いします。

配布対象 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つている方、難病の方



困っている事を伝えられない…

ヘルプカードだ！声かけてみよう！



ヘルプマーク

ヘルプマークは、援助や配慮を必要とすることが外見からはわからない方が身に着けるものです。周囲の方から援助が得やすくなるよう、東京都が作成しました。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら、電車内で席をゆずるなど、思いやりのある行動をお願いします。

配布対象 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方または妊娠初期の方など



▲ヘルプマーク

カード・マークの配布

いずれも対象の方へ、市役所1階障害福祉課窓口で配布しています。

※ヘルプマークは数に限りがあり、無くなり次第配布を終了しますが、都営地下鉄・ゆりかもめ・多摩都市モノレール各駅（一部を除く）などでも配布しています。配布先に確認の上、受け取ってください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係内 172

9月は「燃やせるごみ分別強化月間」

市では、燃やせるごみの減量を推進するため、毎年2・5・9月を「燃やせるごみ分別強化月間」としています。

燃やせるごみの中に資源化できるものを入れていませんか。

次のポイントに注意して、資源化できるものは燃やせるごみではなく、資源として分別してください。

分別ポイント

❖ 3種類のごみ袋を設置

紙類を入れる「雑紙」用、菓子の袋などを入れる「容器包装プラスチック」用、ティッシュなどを入れる「燃やせるごみ」用の3種類のごみ袋を置く



などすると、簡単に分別することができます。

❖ 容器包装プラスチック

「プラスチック」がついているものは、すべて「容器包装プラスチック」です。シャンプーの容器や惣菜のパックなどは「容器包装プラスチック」として、洗つたり拭いたりして汚れを落とし、または半透明の袋に入れて出してください。



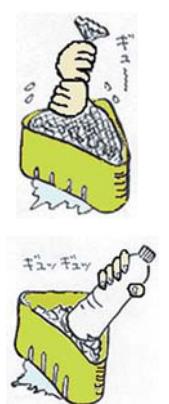
❖ 古繊維

カーテンやシーツ、布切れなどは「古繊維」として、ひもで束ねて資源Aの収集日に出してください。

多少の汚れがついたものや穴が開いているものでも資源になりますが、雨などで濡れると資源になりません。雨の日を避けて出してください。

❖ 生ごみは水切りを

燃やせるごみの減量のため、生ごみの水切りにもご協力ください。



買ひ物は、食べ切れる量、使い切れる量だけにしましょう。必要以上の買ひ物は、使い切れず、ごみになってしまいます。

❖ 不要な買ひ置きを避ける

強化月間にあわせて、分別や減量などの方法について展示します。

日 時 9月1日(木)～9日(金)の午前8時30分～午後5時（最終日は午後4時まで）

会 場 市役所1階ロビー
問合せ 生活環境課生活環境係内 204